

第4次芦屋市総合計画(原案)
基本構想
(審議会修正案)

(1002版 見え消し削除)

目 次

基本構想

第1章 計画づくりの背景と基本姿勢	2
1-1 第4次芦屋市総合計画について	2
1-2 第4次芦屋市総合計画の役割と構成・期間	4
1-3 芦屋の状況	5
1-4 芦屋市行政を取り巻く状況	7
1-5 計画づくりの基本姿勢	8
第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿	10
2-1 芦屋の将来像	10
2-2 6つの視点から見た将来像・10年後の姿	11
第3章 基本構想	20
3-1 芦屋の将来像	20
3-2 基本構想の実現に向けて大切にすること	21
3-3 芦屋のまちづくりの基本方針	23
3-4 目標とする10年後の芦屋の姿	24
資料 芦屋市の状況	34
資料-1 市民アンケート調査結果	34
資料-2 芦屋市の人口推移と将来推計人口	38
資料-3 芦屋市の財政状況	40

修正前の目次

基本構想

第4次芦屋市総合計画について.....1

第1章 策定の背景.....2

(一部) 1-1 社会的背景 ～ 地方行政から地域主権へ ～.....2

1-2 芦屋市の状況 ～変わりゆく芦屋～.....4

1-3 芦屋市の人口推移と将来推計人口.....7

1-4 芦屋市の財政状況.....9

1-5 市民会議が芦屋の将来の姿を描く.....10

第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿.....12

2-1 芦屋の将来像.....12

2-2 6つの視点から見た将来像・10年後の姿.....13

第3章 基本構想.....19

芦屋の将来像

3-1 市民会議からの提言を受けて施策へ展開.....19

3-2 基本構想の実現に向けて大切にすること.....26

資料

基 本 構 想

第1章 計画づくりの背景と基本姿勢

1 - 1 第4次芦屋市総合計画について

昭和44年（1969年）に地方自治法が改正され次の条項が定められました。

地方自治法 第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

これ以降、全国の市町村ではこの基本構想を基にした総合計画を定めてきており、本市においてもこれまで三次にわたる総合計画を策定してきています。

芦屋市総合計画（昭和46年度～昭和60年度）	昭和46年3月23日議決
芦屋市新総合計画（昭和61年度～平成12年度）	昭和60年12月19日議決
第3次芦屋市総合計画（平成13年度～平成22年度）	平成12年12月21日議決

地方自治法改正に関する国会審議状況によって文章を見直す。

（平成22年（2010年） 月時点では、国においてこの条項を削除し、基本構想の策定については市町村の判断に委ねられる方向で検討されていますが、）

（平成22年（2010年） 月にこの条項が削除され、基本構想の制定については市町村の判断に委ねられることになりましたが、）

本市ではその時々¹の社会的背景による影響や、総合的なまちづくりの方向性を明らかにするものとしてこの基本構想を含む総合計画の必要性を重視し、次期計画である第4次芦屋市総合計画をここに定めます。

一般的に、「まちづくり」という言葉の定義は明確ではありません。

都市計画的な意味として使われることもあれば、比較的小規模な地域のまちなみをどのようにしていくか、あるいは、道路や公園などの使い方、管理方法などを含めた意味で使われることもあります。また、これらを総称して使われる場合もあります。

この計画は市民と行政との協働で策定してきましたが、「まちづくり」とは何か。芦屋ならではの定義をしようということになりました。

【この計画で用いる「まちづくり」とは】

この計画における「まちづくり」とは、市民目線で描かれた芦屋の将来像や目標とするまちの姿を市民と行政が共有し、それぞれの役割を果たしながら継続的に取り組むことをいいます。

また、市民と市民、市民と行政の連携、協働だけでなく、市民一人ひとりの行動も含め、芦屋をより良いまちにしていくための行動全体をいいます。

取組の対象としては、まちなみ、芦屋の歴史や文化、人と人とのつながりやまちを大切にする暮らし方、地域の課題解決のための仕組みづくりなど、芦屋づくりに関わるすべてのこととします。

【この計画で用いる「市民」とは】

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」では「市民」を「市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう。」と規定しています。

この計画における「市民」もこの規定に基づいて用いています。

【この計画で用いる「協働」とは】

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」では「協働」を「市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいう。」と規定しています。

この計画における「協働」もこの規定に基づいて用いています。

1 - 2 第4次芦屋市総合計画の役割と構成・期間

(1) 総合計画の役割

まちづくりの指針

市民と行政が目標を共有して共にまちづくりに取り組むための指針とします。

行政運営の指針

市の長期にわたる総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。

国・県等との相互調整の指針

国・県等が広域的計画の策定や事務事業を行うに当たって、芦屋の将来像や目標とするまちの姿などが尊重され、相互調整を図るための指針とします。

(2) 総合計画の構成と期間

基本構想

芦屋のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を明らかにするものです。

基本構想の期間は10年とし、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

基本計画

基本構想を実現するために必要な施策を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎とするものです。

基本計画の期間は前期5年、後期5年とし、前期を平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）まで、後期を平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

実施計画

基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な事務事業を示します。その策定に当たっては、その時々々の財政の長期的な見込みを勘案し、毎年度の予算編成の指針となるよう策定します。

実施計画の期間は3年とし、1年を経過するごとに見直して毎年度策定します。

1 - 3 芦屋の状況

(1) 変わりゆくまちなみ

芦屋では、昭和40年代から地価の上昇や相続の困難さなどから、敷地の大きな住宅がマンション用地として供給され始めました。震災後もその状況が加速し、企業の社宅や寮であった土地もマンション用地となり、低層住宅が中層の集合住宅へ変化し、それとともに人口が膨れ上がってきました。

かつての芦屋の特徴であった庭園に豊富な緑をたたえた「お屋敷まち」、「大きな邸宅が多いまち」というまちなみは、時代の流れとともにその姿が変わりつつあります。

(2) 薄れていく人々のつながり

市民アンケート調査結果は、34～37ページ参照

まちなみの変化だけでなく、人々のつながりも変わってきました。

家族構成やライフスタイルの変化、価値観の多様化に伴い、個人の生活にしか関心を持たない暮らし方や自治会などの地縁的な組織への参加意識の低下など、人々と地域のつながりが希薄化し、地域でのまちをきれいにする活動や、支え合い、助け合いによる暮らしの安心を弱めていると考えられます。

(3) 芦屋の魅力への変わらない愛着

市民アンケート調査の結果からは、8割以上の方が「住み心地がいい」と感じています。また、恵まれた自然環境や交通の便利さなどの立地条件に加え、清潔で美しく、生活の利便性が芦屋に住み続けたい理由となっており、このことはこれまでのアンケート結果とも変わらないものとなっています。

これまでの芦屋のまちなみの良さを残す取組の一つとして、地区計画や建築協定の制度を積極的に活用し、一定地区内の建物の種類や大きさなどについてその地区の市民が話し合い、その地区の特性に応じたまちなみづくりを行ってきています。このことは、市民が芦屋の魅力を理解し、良さを残したいと考えた愛着の表れと考えられます。

このことから、市民の芦屋への愛着をこれからも変わらないものにするためには、今ある魅力を堅持しながら、住宅都市としての機能や付加価値を高めていく必要があります。

(4) 震災の経験から学んだ市民参画・協働の大切さを再び

平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災では、人々が支えあうことの大切さを学びました。

ボランティア元年と呼ばれるように、支え合いに参加するボランティアの存在を大きなものにししました。また、復興の過程では、まちづくり協議会をはじめとした市民参画・協働がまちづくりに欠かせないものであるという考え方も定着してきました。

そのような中で、平成13年度(2001年度)にスタートした第3次芦屋市総合計画では、「市民と行政の協働のもとに」を基本理念に市民参画と協働の推進のための環境づくりに取り組んできました。

震災をきっかけにして、ボランティア活動を始め、継続的に行っている市民も多くおられ

基本構想

ますが、人々のつながりや参加意識が希薄化していく中で、改めて日頃の近所づきあいの大切さを思い起こし、まちづくりに「参加する」文化を確実なものとしていく必要があります。

1 - 4 芦屋市行政を取り巻く状況

(1) 行政に求められる守備範囲の拡大

少子高齢化の進行や家族構成の変化、地域社会でのつながりの希薄化などに伴い、保育や介護などへの公共サービスの充実や、社会資本整備の拡大による維持管理業務の増大、価値観の多様化に伴う様々な課題への対応、多様化する犯罪や頻発する自然災害への対応など行政に求められる守備範囲は広がり、需要は増大し続けています。

(2) 行政を取り巻く厳しい状況

芦屋市の人口推移と将来推計人口は、38～39ページ参照
芦屋市財政状況については、40ページ参照

求められる公共サービスの需要が増える一方で、世界的な景気変動の影響で税収入も不安定となり、今後の見込みが立ちにくく、さらに、少子高齢化による人口減少によって、生産年齢人口が減少し、財政負担能力も低下することが予想され、行政だけできめ細かなサービスまでも担っていくことは限界がある状況となっています。

(3) 国と地方の役割と関係の見直し

このような時代潮流の中で、国と地方の役割と関係も見直されています。

平成12年(2000年)4月に施行されたいわゆる地方分権一括法(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律)以降、平成19年(2007年)4月に施行された地方分権改革推進法、さらに平成21年(2009年)12月の地方分権改革推進計画によって、国と地方の関係が上下の関係から対等の立場で対話できる新たな関係へと着実に進んできています。

このことから、地方公共団体、特に住民に最も身近な市町村である芦屋市は、これまでの国の指揮監督のもとに進めてきた様々な行政サービスを、自らの責任と判断で地域の实情に応じて主体的に対応していくことが、今後、さらに求められることとなります。

(4) 地域の課題は地域に暮らす人々が解決する時代へ

このような状況の中で、個性や多様性、心の豊かさを求める価値観が広がり、地域の一員としての役割意識だけでなく、地域のために活動することに生きがいを見出す人々が増え、人々の信頼や連帯感を取り戻す動きに加え、これまで行政が行ってきた公共サービスの提供者となり得る意欲と能力を備えた市民活動やNPO活動が全国的に増えており、芦屋においてもそのような活動が活発化してきています。

市民が自分たちでできることは自分たちで行いながら、地域に必要な行政サービスを地域が選択していくことに加え、芦屋の資源を発掘、再発見し、個性と活力に満ちた芦屋づくりを行う、まさに地域の課題は地域に暮らす人々が解決する時代へと大きな転換期を迎えていると言えます。

1 - 5 計画づくりの基本姿勢

(1) 芦屋に暮らすことに誇りと愛着を持つために

芦屋の魅力は行政だけで高めることはできません。平成7年（1995年）に発生した阪神・淡路大震災では、市内全域に及ぶ被害を受け、行政が対応できることには限界があることや、隣近所の助け合いがいかに重要であるか身を持って体験してきました。

市民一人ひとりがまちを大切に作る心や芦屋に暮らすことに誇りを持ち、まちの魅力を高めるために考え、行動することでまちへの愛着となってまちの雰囲気を作り上げていきます。市民と市民、市民と行政の連携によってまちを大切に作る心の文化を継承していかなければならないときに来ています。

(2) 市民と行政の協働による計画づくり

このようなことを背景に、今後10年間のまちづくりの基本的な方向を示す第4次芦屋市総合計画では、目指すべきまちの姿を市民が考え、行政がその実現に向けた方策を考える方法で市民と行政が協働して計画づくりを行うことを基本姿勢としました。

まず、公募市民47人で構成する市民会議と若手職員41人で構成する職員会議が素案づくりを行いました。市民会議では、6つの視点で10年後に目指す芦屋のまちの姿を描き、職員会議では、市民会議と連携して施策につながるよう具体化し、それぞれが「基本構想素案」、「基本計画素案」としてまとめ、市長に提言を行いました。

この提言を受け、素案を尊重しながら行政としての課題認識を加え、前期基本計画については施策として整理し、計画づくりを行いました。

第4次芦屋市総合計画は、「私たちの計画」として市民と行政が協働して策定したものです。

6つの視点：安全安心、保健医療福祉、次世代育成、市民活動、まちづくり、行政

第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿

平成21年(2009年)5月から12月までの7か月間、47人の公募委員による市民会議を設置し、6つの部会に分かれて延べ61回もの話し合いを積み重ね、基本構想素案として提言をいただきました。

第4次芦屋市総合計画では、この提言を尊重し、芦屋の将来の姿として引き継いでいます。

2-1 芦屋の将来像

「第4次芦屋市総合計画基本構想素案」(平成21年12月)第4次芦屋市総合計画素案作成市民会議 から

自然とみどりの中で^{きずな はぐく}絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

芦屋のまちのスタイルである“暮らし”を礎に、市民の交流から生み出される新たな暮らしを文化ととらえ、まちの魅力につなげていく“暮らし文化”を基軸に据え、山・川・海の恵まれた自然とまちなかの身近な“みどり”の中で、人と人、自然と人との絆(きずな)をはぐくみ、その絆(きずな)で“暮らし文化”を創造し、発信するまちを芦屋の将来像とします。

市民会議での芦屋国際文化住宅都市建設法についての意見

- ・ 当時は「都市」を目指していたが、今は「まち」のほうがイメージと合っていて、やわらかい感じがする。
- ・ 現在では、「国際」や「文化」は芦屋だけのことではないので、総合計画に残す必要がないのではないかと。
- ・ 「国際文化住宅都市」は芦屋を特徴付けた良い意味での遺産なので、残しておくべきではないかと。

【芦屋の将来像と6つの視点から見た将来像】

芦屋の将来像

自然とみどりの中で絆(きずな)を育(はぐく)み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

安全安心

「声のかけあい」から始まる「安全・安心」な一生住み続けられるまち

保健医療福祉

すべての市民が生涯安心して、生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち

次世代育成

麗しの箱庭で 育ち育てる「市民家族」

市民活動

みんなでつなごう芦屋の笑顔～花と緑 山と海 知性と教養 国際文化住宅都市～

まちづくり

自然と緑を大切に「心の文化」を育み、知性と品格に溢れた人に優しいまち

行政

市民との信頼関係でつくりあげる新しい行政

2 - 2 6つの視点から見た将来像・10年後の姿

「第4次芦屋市総合計画基本構想素案」(平成21年12月)第4次芦屋市総合計画素案作成市民会議 から

(1) 安全安心の視点から見た将来像・10年後の姿

「声のかけあい」から始まる「安全・安心」な一生住み続けられるまち

私たちの日常生活における不安要素は、自然災害の激化や凶悪犯罪の発生、交通事故などを背景に増加しています。また、地球温暖化や自然環境の保全など環境への意識も高まっており、今まで以上に安全で安心な、人にも環境にもやさしいまちが求められています。

このような安全安心に対する課題の多様化に対しては、災害や犯罪を防ぐ環境づくりなどももちろん必要ですが、市民が課題を共有し、お互いに助け合うことも不可欠です。そこでまずは、あいさつなどの「声のかけあい」を市民みんなが始め、お互いに助け合う力を育(はぐく)んでいくことが必要です。そして、その上で災害や犯罪から市民が身を守れるような取組や、交通マナーが改善されるような取組を行い、芦屋市をみんなが安全安心に一生住み続けられるまちにしていかなければなりません。

安全安心

「声のかけあい」から始まる「安全・安心」な一生住み続けられるまち

(1-1) 非常時にみんながパニックなく行動できるようになっている

- 防災 -

災害時に施設や設備、地域の人材などの様々な資源を有効に活用できるためには、市民と行政が一緒になって情報の集め方や伝達の仕方、共有の仕方をしっかりと話し合いながら、協働して災害に対する体制づくりを行っていくことが必要です。

(1-2) すべての市民が犯罪から身を守る方法を知っており、犯罪を予防できる環境も整っている

- 防犯 -

安全に生活できる環境となるためには、暗い道に街灯を設置することなどの整備だけでなく、犯罪発生状況に関する情報の迅速な共有化とともに、市民が防犯活動に積極的に関わるなどの市民の犯罪を予防する力を育て、市民が自ら犯罪から身を守るようになる必要があります。

(1-3) すべての市民が安心して道を歩けるよう、良識ある芦屋になっている

- 交通安全 -

みんなが安全安心に歩けるようになるには、交通マナーに関する教育や、マナーを守らない人への規制などのような直接マナーを向上させる取組だけでなく、お互いに市民が注意するなど交通マナー違反自体に気づかせる取組も必要です。このような取組を市民と行政がお互いに力を合わせて進めていくことで、良識ある芦屋にしていける必要があります。

(1-4) すべての市民が安心かつ快適に暮らせる環境が整っている

- 生活環境 -

緑や管理の行き届いた公園などの都市環境は安全安心の基礎となるものとして、これからもしっかりと守る必要があります。

また、生活環境の観点からは、地球環境問題や新型インフルエンザ等の感染症の問題、食の安

全の問題、悪徳商法の問題など様々な問題が存在しており、今後、新たに出てくる脅威に十分対応できるよう準備する必要があります。

(1-5) 市民がお互いに「声のかけあい」をできるようになり、助け合うことができるようになっている

- 基礎：マナー礼節 -

人とひとの繋がりが希薄になることでマナー礼節の低下を招き、「安全・安心」な生活を脅かすと考えことから、日常生活のあいさつを始めとした「声のかけあい」に積極的に取り組むことによってマナー礼節を高め、お互いが助け合い「安全・安心」な生活を守っていく必要があります。

(2) 保健医療福祉の視点から見た将来像・10年後の姿

すべての市民が生涯安心して生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち

芦屋市の将来人口は、他の都市と比べると大きな減少傾向にはなりませんが、高齢化は着実に進んでいくことが予想されています。

ますます進んでいく少子高齢社会の中であって、誰もが「生涯安心して暮らせる」ことを求めています。乳幼児からお年寄りまでのあらゆる年代の人、障がいのある人や闘病中の人、仕事がない人、生活が苦しい人、外国籍の人、そして今は健康であまり不安のない生活が送れている人など、誰もが「生きがいを感じて心豊かに」生活したいと望んでいます。

そこで、第4次芦屋市総合計画における保健医療福祉分野が目指すべきまちの姿を「すべての市民が生涯安心して生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち」を掲げ、その実現を目指します。

保健医療福祉

すべての市民が生涯安心して、生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち

(2-1) 近隣のつながりを取り戻して支えあいの地域力が高まっています

- 支えあいの地域力を高める -

誰もがこのまちに安心して住み続けるためには、近隣の人のつながりを取り戻して支えあいの地域力を高めていく必要があります。

そのためには、自治会や小地域福祉活動など、市民が中心となる取組を全市に広げ、顔が見える近隣のつながりや支えあいを高め、あわせて団塊の世代などの地域デビューの場を創(つく)っていくことで地域活動が活発化していくことが期待できます。

また、地域福祉の専門職である地域福祉コーディネーターが中心となって、地域で活動する様々な人々のつながりを強めて、地域ぐるみの支えあいの体制が充実していくことが期待できます。

さらに、空き家を活用した身近な拠点づくりで、ひとり暮らしの高齢者や障がい者の地域生活を支える居場所が広がっていくことが期待できます。

(2-2) 市民力を中心にしてまちぐるみの保健医療福祉ネットワークができています

- まちぐるみの保健医療福祉ネットワークづくり -

市民が保健医療福祉のサービスを利用しやすくすることが必要です。

そのためには、まず、バラバラの情報を集約し縦割りのサービスをつなげ、行政組織間の連携や市民ニーズに基づく総合的なサービス提供や総合的な窓口が必要です。

また、市内各地域に、民生委員・児童委員、地区福祉推進委員、ボランティア等と連携した市民にとってより身近な相談場所を配置することで、専門職の支援へとつなげていくことが期待できます。

さらに、これらをつなぎあわせる保健医療福祉ネットワークに市民が参加し、市民力を中心にしたまちぐるみの取組にしていくことで、よりそのニーズを反映したものになることが期待できます。

(2-3) 安心して住み続けることを支える拠点がつくられています

- 福祉拠点の整備 -

地域で安心して住み続けるためには、それを支える拠点整備が必要です。

そのためには、高齢者や障がい者が施設に入所することになっても、現在は市外に依存している入所施設を市内に増やすことや、可能な限り在宅生活を続けられるよう、市民や事業者の協力を得て、空き施設や空き家を活用することによって、市民と事業者、行政が連携して身近な場所に施設を整備することが考えられます。

また、地域医療については、芦屋病院が地域医療の中核としての役割を果たしていけるよう、病院運営をサポートする市民参加の場づくりを行うことで、市民・医療機関・行政が一緒になって、安心して医療にかかれる芦屋市ならではの医療システムが創(つく)られ、病院が再生することが期待できます。

(2-4) 健やかで心豊かな日々を過ごせる健康づくりに取り組んでいます

- 心豊かな日々を実現する健康づくり -

健康づくりの輪を広げていくために、活用できる空間として公園や遊歩道などの身近な環境を整備することで、市民の健康づくりの輪が広がっていくことが期待できます。

また、健康づくりに関わる情報が一体的に提供されることによって活動のきっかけづくりや活動の輪が広がっていくことが期待できます。

(2-5) 誰にもやさしいユニバーサルデザインのまちづくりが進められています

- ユニバーサルデザインのまちづくり -

芦屋市の歩行者空間は、車いす利用者にとってバリアとなる道が多く残されており、阪神芦屋駅周辺のユニバーサル社会づくりの実績を広げていくことによって、障がい者や高齢者をはじめとする誰にとっても優しく安全な移動空間の確保が必要です。

そのためには、次のモデル地区として、例えば芦屋川をユニバーサルデザインのまちづくりとして再整備していくことが考えられます。

また、芦屋市の南北移動はバス交通が中心となっていることから、3病院ネットワークバスのような移動に制約のある人への支援が求められています。

(3) 次世代育成の視点から見た将来像・10年後の姿

麗しの箱庭芦屋で 育ち育てる「市民家族」

芦屋市は、広域的には大阪や神戸方面、市内では東西方向の交通利便性が高いまちです。また、南北方向のつながりは弱いものの、山と海と川に囲まれコンパクトで整ったイメージがあり、自然とふれながら安心して子育てができるまちです。さらに、市民は芸術に理解があり、文化イベントも多く、子どもにとっても文化的な環境が豊かなまちです。しかし、近年、祭りなどにおいて地域での世代間のつながりが希薄化してきています。そのため、各世代のつながりや多様な知恵を活(い)かした、安心で質の高い子育て環境づくりが望まれます。

就学前や学校教育については、一般に高い水準にあり、小学校では独自性のある教育内容が進められています。特に、自分について考えたり、体験したりする教育を進めるなど、勤労観・職業観と自分の将来を設計できる力につながる教育は、小学校高学年から実施されています。しかし、卒業後自分の将来像や得意分野を見つけられない若者もでてきている状況もあり、さらにそのキャリア教育を推進していくことが求められます。

今後は、身近で親しみの持てる美しい海、山、川の自然で彩られる箱庭のような芦屋で、家族のように気づかい助け合いながら子ども達を家庭・地域・学校で育(はぐく)み、市民自らも成長して次世代に受け継いでいくまちを目指します。

次世代育成

麗しの箱庭で 育ち育てる「市民家族」

(3-1) 芦屋の子育て環境には、さまざまな立場の家庭がいつでも気軽に利用できる場があります

- 子育てするには芦屋がお得 -

子ども同士の遊びが豊かになり、親も話し相手ができ情報交換をしたりすることが可能になるように、気軽に立ち寄れる場や、子育て応援隊の設置など「芦屋での子育てはお得」といわれるよう行政の子育て支援施策とともに、身近な自然と触れ合い、育(はぐく)む自然教育の場を大切にしていく必要があります。

情報の提供や交換が気軽に行える場の充実の取組を進め、コミュニケーションが生まれ、地域も活性化していくことをめざします。

(3-2) 子どもに「自ら夢を抱き、実現するために必要な広い意味での能力」をつけ、一般社会に適応できる「社会性」も育(はぐく)んでいます

- 人を育てる -

子どもの人格形成に是非とも必要なものとして、学級の少人数化、サポーターの導入、体験型授業等の工夫、制度・体制・施設環境や教育内容の一層の充実、教員の指導力の向上、地域特性を活かした取組(学校と地域の協働)などがあげられますが、財政面の限界については学校と保護者双方の協力で対応していく必要があります。

さらに、定職に就けない、就かない若者もいるため、人材育成とともに自分の目標とする将来像や得意分野を見つけられる取組が重要であることから、子ども達が、社会の一員であるという自覚を持って、役割分担を認識し、誇りをもって生活していける『生きる力』を身につけることをめざします。

(3-3) 参加型市民が、国際性が豊かで芸術、伝統、スポーツ等の特色ある文化活動をしています

- ハイソサエティーな文化 -

真に高いマナーと文化性を有する国際文化住宅都市の再生をめざし、次世代を担う子どもたちが、身近に外国人や国外生活経験者が存在するという多文化共生の環境のもとで、芦屋の自然、伝統、芸術、スポーツなどに深い関心を持ちながら育っていけることが大切です。また、子ども達が参加できる国際色豊かな文化イベントやスポーツ大会などを、市民活動として盛り上げていく必要があります。

このため、子どものころから豊かな文化的雰囲気の中での人格形成、特に伝統の継承を大切にしたい取組を進め、国際性が豊かで特色ある文化活動ができることをめざします。

(3-4) コンパクトで自然に親しめる芦屋のまちの特性を活(い)かし、安心して魅力的な環境の維持、活用を進めています

- わが麗しの箱庭 芦屋 -

地域の南北方向のつながりが弱く、阪神芦屋駅前など一部では、道幅が狭く歩道に電柱があるなど危険な所もあります。また、自然については、手軽に親しめる空間、しかけ、機会等が少な

く、活用が十分に出来ていないことから、コンパクトなまちの特徴を活用し、豊かな自然を子どもたちから肌で感じ、人間も自然の一部であることを認識し、共存していく意識をもって成長していくことが大切です。

このため、自然環境の整備とともに南北の交通利便性と安全性の共存を進め、子どもたちが自然と触れ合える環境と機会が豊富にあることをめざします。

(3-5) 同世代(横のつながり)、異世代(縦のつながり)の多様なつながりを活(い)かした、ボランティアやコミュニティ活動が進んでいます

- 手を携える成長するまち -

幼児から高齢者まで広範な世代にわたる市民が協同して社会活動へ参加し、各世代の多様な知恵を活かした安心で質の高い子育て環境づくりが大切です。

このため、近隣の同年代の人たちとのネットワークを核に、広範な世代とも連携したコミュニティを形成し、経験豊かな高齢者の意見や力も容易に借りることのできる地域社会づくりを進めます。

(4) 市民活動の視点から見た将来像・10年後の姿

みんなでつなごう芦屋の笑顔 花と緑 山と海 知性と教養 国際文化住宅都市

芦屋市は北に山を抱き、南には海が広がり、花と緑に囲まれた美しいまちです。また交通の利便性もあり、住民意識も高い暮らしやすいまちです。

市民としての自覚やマナー意識も高く、ボランティア活動や文化活動、季節のお祭りなどの活動も活発に行われており、多数の市民が参加しています。

しかし、時代の変化と共にマナーの低下やご近所付き合いの減少なども見られます。また仕事や子育てや介護などさまざまな事情により、ボランティア活動や地域コミュニティなどに参加したいという意向を持ちながら、参加できない人や参加のきっかけを掴めずにいる人たちもいます。

また、地方分権化や創造性と個性化社会に向けて、市民が主役で地域力を高めることにより、安全で安心な豊かな社会づくりが求められています。

こうした課題を解消し、より住みやすい芦屋のまちをつくるためには、市民による主体的な活動が不可欠となってきます。

今後は芦屋市民一人ひとりがこのまちをつくっていくという意識を高め、市民が主体となって考え、行動するまちづくりを推進していきます。また、いつでも誰でもが情報を共有し、気軽に参加でき、人と人が尊重し合いながら関わりあえる笑顔のあふれるまちづくりを目指し、市民による自発的な社会活動が行われる新たな時代を市民と行政が協働してつくっていきます。

市民活動

みんなでつなごう芦屋の笑顔 花と緑 山と海 知性と教養 国際文化住宅都市

(4-1) 市民と市民、市民と行政がお互いに支えあい助け合っています

- 全員参加型コミュニティ -

これからの時代には、市民と行政、あるいは市民同士が互いにコミュニケーションを密にし、支え合い、助け合って、芦屋の文化活動や安全のための活動など総合的な市民の力を高めていく

ことが必要です。

そのためには現在活動をする人たちだけでなく、潜在的な市民の力を引き出し、個々の活動の質を高め、連携していく必要があります。

(4-2) いつでも誰でもがまちづくりに関する情報を得ることができ、また発信しています

- 双方向型インフラの整備 -

多くの市民が市民活動に参加し、継続するためには、いつでも誰でもがまちづくりに関する情報と接することができる情報の受発信が必要となっています。

情報の伝達手段としては、市報や掲示、ちらしなどさまざまな方法とともに、IT機器の活用があります。このネット社会を迎え、市民の誰でもがIT技術を身に付けて行けるよう、市民同士の助け合い、教え合いにより市民全体のITスキルを高めていく必要があります。

また、あしや市民活動センターや社会福祉協議会のHP上での情報発信を連携させ、一元化を図り、より市民にわかりやすい情報を提供し、また市民からの情報発信や市民相互の情報交換の場を整備していく必要があります。

(4-3) まちづくりの活動を牽引するべきリーダーを育て、次代につなげています

- まちづくりのリーダーの育成 -

どのような活動にも全体をコーディネートし、牽引していくリーダーの存在が必要ですが、芦屋市の各市民団体において、各リーダー的役割を担う層は中高年層が主体となっており、次世代につなげていくためには若い世代のリーダーを発掘し、育成することが必要となっています。

また、市民活動を継続的に発展させていくためには、市民の活動資金の確保が必要となることから、市民や企業などからの寄付金等によるファンドなど、新たな一歩を踏み出すための基金づくりについて検討していく必要があります。

(5) まちづくりの視点から見た将来像・10年後の姿

自然と緑を大切に「心の文化」を育(はぐく)み、知性と品格に溢れた人に優しいまち

芦屋市は、阪神間モダニズムを代表する憧れの住宅都市として発展してきました。しかし、時代の変化とともに、わがまちの多くのお屋敷の緑が消滅し、ステイタスシンボルとして地域をリードしてきた特徴が失われつつあります。再び、六甲山を背景とする自然の豊かさを取り戻し、芦屋市民の発信力を創造することが求められています。

このためには、市民が主体で、芦屋らしく、まちなかの資源を活(い)かし、そして地域が輝くことが重要になります。着目すべき資源は、「水・緑の自然」と「市民の活動」です。

まず緑の回復は、六甲山と芦屋川、宮川の水と緑を生かし、自然環境を力強く生き返らせ、道路など骨格となる緑の都市軸を都市景観として繋げることで、芦屋の「四季」を感じ、街中が「お庭になる」ことを目指します。まちイメージの新たな創造と発展が目標となります。

次に、生活している市民の知性と品格と創造性を最大限に活(い)かすことが大切です。このため、一流の文化とレベルをもった市民が表現する「場」や、サロンのような「交流」の機会を備えるとともに、地域が主体的にまちづくりに取り組み、市民がいきいきと芦屋の歴史を語り伝えるわがまち意識の醸成が求められます。これらの活動をとおして心の文化を育(はぐく)み、伝えていくことが、国際文化住宅都市 芦屋のまちづくりの目標となります。

まちづくり

自然と緑を大切にする「心の文化」を育(はぐく)み、知性と品格に溢れた人に優しいまち

(5-1) みどり豊かなまちの骨格が彩られ風情が息づいています

- 水と緑を六甲につなぐ -

世界に誇れる緑いっぱいのまちを目指すため、緑豊かなまちの骨格づくりやまちの顔となる駅前的美しさを整え、まちなかの緑がそだち、夏の日差しやヒートアイランド現象が緩和されることを目標とします。

このため、六甲山麓を景観や防災の観点からも国立公園として保全するとともに、六甲山と瀬戸内海が水・緑でつながるよう芦屋川・宮川の川岸に緑を多くし、川の自然環境に配慮して南北の「緑の水の道」となるよう、また、国道・県道・主要な市道では幹線道路では電柱・電線の地中化促進、緑化と景観形成を進め、東西幹線道路を「緑の風の道」となるよう都市軸を形成していきます。

特に、緑の植樹活動を子どもたちの学習として取り入れ、子どもたちや市民自らの手で植樹し、緑を育てていく活動を通し、緑を大切にする「心の文化」を育みます。このみどり豊かなまちの骨格づくりから、世界の人が訪れる、世界に誇れるまちを目指していきます。

(5-2) 自然と共生しまち全体が庭園のような住宅地となっています

- まちを四季のお庭に -

国際文化住宅都市にふさわしいまちとなるためには、世界から注目される住宅と緑が一体化した街並みの保全と、ゴミのない清潔なまちを維持する必要があります。

このため、市の四季の花を定め、花いっぱいのまちにする「まちをお庭に」の運動に取り組み、芦屋らしい緑に映える淡く落ち着いた色に統一され、手入れされたまちにしていきます。

また、地球に優しい低炭素社会の実現をめざし、エコロジータンクから環境先端都市を目指すとともに、市民が計画づくりに参加し、地区計画の区域を広げて、建築基準法を補足してより地域に合った建築を行い、自然と共生する住宅地づくりを行います。

(5-3) 市民の活動が息づき芸術文化がまちに溢れています

- やさしいまちを知りで遊ぼう -

芦屋の一流のレベルをもった多様で盛んな芸術文化の活動と市民活動を幅広い年代に知ってもらい、さらに発展させる必要があります。

そのためにも、さまざまな市民と市民の活動を連携させてネットワーク化するとともに、既存の公共施設や街角スペースの使い易い改善整備を進め、市民の自宅なども活用する仕組みによって、表現できる場所、表現したくなる場所を市内各所に設け、市民一人ひとりの才能が存分に発揮でき、表現する場を遊びながら世界の一流に触れられるまちを目指します。

(5-4) 心豊かでやさしい地域育が進んでいます

- それぞれの地域が個性化したまち -

市民の支え合いやふるさととしての一体感を共有し、共に活動して新しい地縁を再生し、市民が主体で支え合うふるさとといえるまちとなるために、まず、アイデンティティの礎としての遺跡などの歴史遺産を大切に、芦屋の歴史を子どもの時から知り、市民が芦屋ヒストリーを語ることが必要です。

そこから新しい地縁が育ち、自治会などの地域活動に主体的に参加し、ボランティア活動や音楽・美術・芸能などの多様なテーマ活動も盛んにしていきます。

また、商店街はじめ、地区やコミュニティで、まちづくりの学習・実践から主体的なまち運営へと発展していき、市民の交流と情報交換の場所があり、それぞれの地区やコミュニティで個性が輝くハイブリットなまちとなることを目指します。

(5-5) 安全・安心の共助がいきわたっています

- 市民が支えるセーフティーネット -

安心・安全（防災，減災，防犯）の確保されたまちの基盤づくりとして‘緑の回復・創造’に
着目し，市民自らが緑の回復から防災・減災・防犯に取り組む「緑のハザードマップ」を共有し，
まちの安全に取り組んでいきます。

また，世代を超えて日常的に交流できる場づくりに努め，市民の趣味を生かしてボランティア
活動で福祉に貢献し，思いやりの社会をつくり，人と人とのふれあいを大切にユニバーサル
デザインのまちづくりに取り組みます。

また，車や自転車を持たずに生活でき，楽しめることなどの仕組みづくりを目指し，歩いて生
活できる日常の生活サービス機能（特に駅前サービス機能や賑わうお店・街）の充実や，住宅地
に通過の交通を通さない安全な道路とともに，各駅前広場・自転車置場の確保やバリアフリー
など，安全で安心な交通結節機能の充実が求められます。

(6) 行政の視点から見た将来像・10年後の姿

市民との信頼関係でつくりあげる新しい行政（協働のまちづくり）

これまで，芦屋市は国際性と文化性あふれる住宅都市として，住む人が誇りを持てるまち
づくりを実践し，比較的高い市民生活満足度を実現してきました。しかし今後は，地方分権
化が進む中で，少子高齢化，経済成長の鈍化，地球環境浄化，ボーダレス化，ライフスタイル
の変化など社会の成熟化に伴い顕在化する様々な課題にも対応できる，自立した地方行政
が求められます。芦屋市は市民と協働してこれらの課題を達成し，やすらぎを満喫して楽し
く生活できる魅力ある街の実現を目指します。

このため，これまでの行政主導のまちづくりを改め，市民と行政の協働，市民目線による
事業評価，より開かれた行政を通じて，市民，行政お互いの信頼関係を築き，市民，地域組
織，市民活動団体，事業者など多様な主体が担う「新しい公」を基盤としたまちづくりを進
める必要があります。職員一人ひとり，市民一人ひとりの顔の見える行政が，芦屋市のまち
づくりをより高いレベルで結実させるキーとなります。

また，市民目線で作られた計画を，市民目線で進捗管理することが重要であり，そのため
には，計画の達成度を確認する指標と目標値を設定し，定期的に指標を確認するとともに，
指標の改善が見られない計画については，見直しを行うというPDCAサイクルを構築してい
きます。

さらに，市財政については，平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災の復興による多額の
市債は，市民，行政の努力により大幅に改善されつつありますが，一刻も早く償還し，財政
を健全化することが望まれます。そのためには，さらなる行政改革の推進により，行政のス
リム化，無駄の排除を継続するとともに，芦屋市の資源の見直し，活用を行い，市民・行政
の協調による知恵をしぼった事業の計画推進を行います。

行政

市民との信頼関係でつくりあげる新しい行政

(6-1) 市民力を活用し、市民と行政協働のまちづくりが進められています

- 市民と行政の協働システムの構築 -

住みやすく快適な環境を備え、高齢者や子供たちにもやさしいまちとして発展するためには、市民参加の機会を増やし、その情報をきめ細かく提供し、より価値の高い成果に結びつける努力が必要です。

さらに、その成果が全ての市民に見える形で積み上がっていくことで、これまで市民活動に消極的であった市民の中から市民協働に賛同する人が少しずつでも増えていくことが期待できます。

(6-2) 事業計画の進捗が市民に周知され、市民目線での成果評価が行われ、資質の高い職員によって運営されています

- 行政サービスの効率化と向上 -

市民と行政相互の信頼を高めるため、人件費、職員の役割など市民にとって分かりやすいところから信頼を構築し、市職員の成果を正當に評価して業務の質を向上させるための透明性とインセンティブが一体となった方策をすすめ、計画の進捗管理と情報公開が行き届き、行政の成果が見えて、市民から正當に評価される仕組みと、市民が行政の施策に対して意見を言える仕組みづくりが重要です。

(6-3) 市債の償還、無駄の排除などにより、市が健全な財政を回復・維持しています

- 財政の健全化の推進 -

財政状況について市民が、知る、知らせる、見える状況にして、よりよい予算の使い方が見えるようにする必要があります。

また、財源がなければ市民の知恵を引き出し、さらに、芦屋の資産（ストック）を活用して、歳出を減らす工夫、歳入を増やす工夫をする必要があります。

第3章 基本構想

3 - 1 芦屋の将来像

自然とみどりの中で絆を育み、 “新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

芦屋は、大阪と神戸の二大都市の間に位置し、交通の利便性などの居住条件に優れているだけでなく、北の緑豊かな六甲の山なみ、南の大阪湾、芦屋の風景の代表でもある南北に流れる芦屋川や宮川などの自然環境にも恵まれています。この環境の中で人々や文化が交流し、先人たちは暮らしそのものを楽しみ、それまでの暮らしに軸を置きながらも新しい風を吹き込んだ芦屋の暮らしを築き、創造してきました。

私たちはこの芦屋ならではの暮らしの創造を“暮らし文化”と名付けます。

芦屋の自然や歴史、伝統を継承し、人々や文化が交流しながら、まちなみを美しく保ち、人とのつながりやまちを大切に作る心を育て、暮らしを楽しむことを芦屋の個性や魅力ととらえ、これからも時代の流れとともに“新しい暮らし文化”を創造し、発信し続けるまちを芦屋の将来像として掲げます。

3 - 2 基本構想の実現に向けて大切にすること

このたびの市民と行政の協働による計画づくりを通じて、様々なことを確認することができました。

これまで進めてきた住宅都市としての魅力あるまちづくりを進めていく。
自然と調和した快適で緑ゆたかなゆとりのある住環境をさらに高める。
安心して住み続けるためには、日頃のあいさつからつきあいを始め、近隣で支え合いができるつながりへと深める。
同世代だけでなく多様な世代がつながりながら地域をつくることで子どもも大人も成長できる。
市民がまちづくりに直接参加することでまちへの愛着を深め、まちを大切に
する心の文化を育てていく。
高齢者や障がいのある人をはじめとした誰もが自分らしく住み続けられる
まちにする。
自然環境や文化的環境、人材など今ある芦屋の資源をうまく活用する。
市民と市民、市民と行政が信頼し協力するために、市民発の情報や行政発
の情報をうまく組み合わせ、わかりやすく発信していく。
様々な視点を横断的にうまくつなげる。
市民が行うことや行政が行うこと、市民と行政のどちらが行うかを議論し
ながら進めていくことがあり、そのための議論の場づくりや仕組みづくりを
進める。

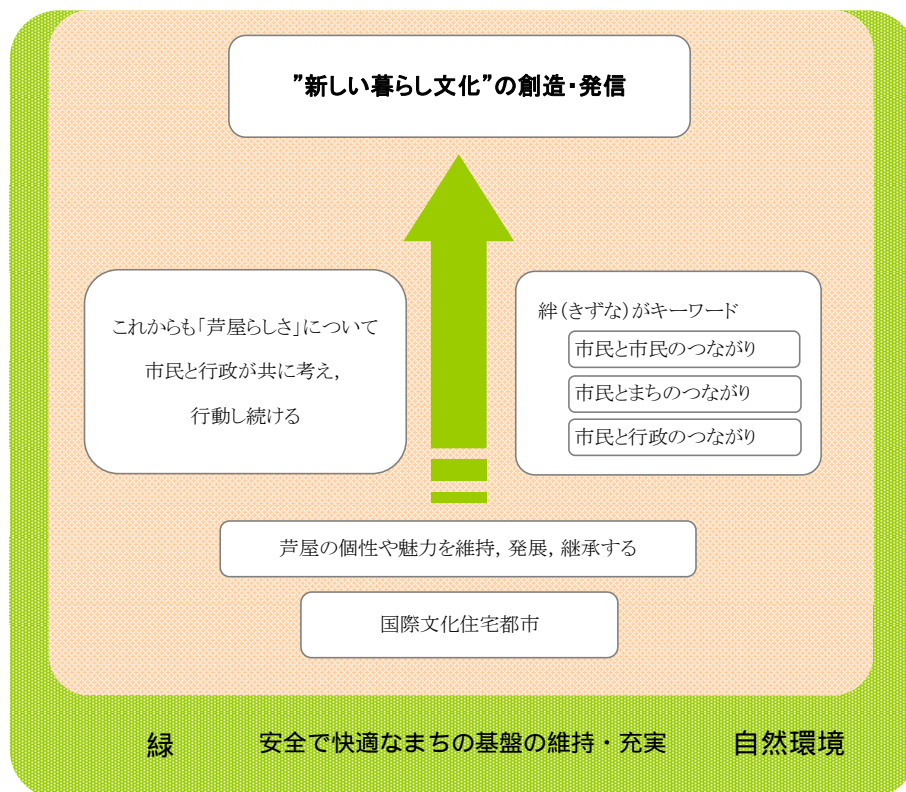
これらのことを、市民と行政のそれぞれの取組の中で共有すべきこととして大切にしてい
きます。

【芦屋国際文化住宅都市について】

昭和 26 年（1951 年）に住民投票によって生まれた本市のみに適用される地方自治特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法」に基づき、これまでの本市の総合計画では将来像に「国際文化住宅都市」を表してきました。

このことについて市民会議では、この法律が公布されてから 60 年が過ぎ、グローバル化や高度情報化の時代となった今日では「国際」は特別なことではなくなっていることや、芦屋は「都市」よりもコンパクトな「まち」のイメージがふさわしいという意見が多くありましたが、やはりまちの個性としては大事にすべきではないかという意見もありました。

目標とするまちの姿を示すものとしては現在では特徴的ではないという見方もありますが、このような本市だけに適用される特別法があるということは、まちの個性として欠かせないものであると考えます。



3 - 3 芦屋のまちづくりの基本方針

芦屋の将来像である「自然とみどりの中で絆(きずな)を育(はぐく)み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」から、「絆(きずな)」を「人と人とのつながり」、「人とまちとのつながり」、「市民と行政のつながり」ととらえ、それを「芦屋のまちづくりの基本方針」へと展開しました。

1 人と人がつながって新しい世代につなげる

人々の主体的な活動や幅広い世代の交流を活発にし、絆(きずな)を深め、お互いに刺激しあうことで育ち育てられながら世代をつないでいく。

2 人々のつながりを安全と安心につなげる

日頃のあいさつから何かあった時に声を掛け合うつきあいとなり、助け合い、支え合うことで地域での暮らしの安全や安心へとつないでいく。

3 人々のまちを大切にす心や暮らし方をまちなみにつなげる

人々のまちを大切にす心や暮らし方を育ち、活動につなげて暮らし方を表現することでまちなみへとつないでいく。

4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる

市民と行政が目標を共有し、それぞれの役割を担うことで芦屋のまちづくりにつないでいく。

これからの10年間、安全で快適な住宅都市としての基盤をより一層充実させることに努めながら、この「絆(きずな)」を深めるための取組を進め、芦屋の未来へとつないでいきます。

3 - 4 目標とする 10 年後の芦屋の姿

素案づくりでは6つの視点に分かれて話し合いが行われましたが、共通の話題として自然や緑のこと、人々のつながりやマナーに関すること、文化や市民の活動に関するなどが取り上げられ、どの視点においてもより広い総合的な観点から議論がなされました。

しかし、目指す芦屋の姿の実現に向けて行政が施策を進めるためには、施策ごとに専門性を持った組織としての取組や計画の進行管理が必要です。

このため、素案を尊重しながら市民アンケート調査結果や行政としての課題認識を加え、施策につながるよう15の「目標とする10年後の芦屋の姿」と35のそれぞれの具体的な「施策目標」へと展開しました。

「目標とする10年後の芦屋の姿」とそれに対応する「施策目標」を実現するための重点施策については、基本計画で示します。

まちづくりの基本方針1：人と人がつながって新しい世代につなげる

人々の主体的な活動や幅広い世代の交流を活発にし、絆(きずな)を深め、お互いに刺激しあうことで育ち育てられながら世代をつないでいく。

1 一人ひとりのつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

施策目標 1-1 市民一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

施策目標 1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

まちはそこに暮らす一人ひとりの意識や行動によって住み良いまちになっていきます。日頃の挨拶やマナーを守ることも住み良いまちづくりにつながります。このような中、自治会などによる地域活動に退職後の世代が容易に参加でき、活動する人が増えることがこれからの地域づくりの鍵となっています。

隣近所とのあいさつや声を掛け合えるつきあいから発展し、地域活動に気軽に参加できる工夫で潜在的な市民の力が引き出され、新たに参加する人が増え、さらに活発になり、自立した活動となって地域の力が高まる必要があります。

そのためには、様々な施策において主体的な市民活動を活発化させ、市民同士の交流に結びつけることを念頭において進めて行くことが重要であると考えます。

2 多様な文化・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている

施策目標 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

本市ではこれまで、大都市への交通の利便性ととも、恵まれた自然環境の中で育（はぐく）まれた豊かな住環境が土壌となり、新しいライフスタイルが築き上げられ、芸術文化だけでなく暮らしの楽しみ方をも文化とする考え方が先人たちによって培われてきました。

この歴史的背景を改めて認識し、文化を芦屋の魅力の重要な要素として位置づけ、文化を身近に感じるまちづくりを進めていくことが必要です。

そのためには、芦屋の歴史を知ることでの郷土としての愛着を深めることや、教養を高めるための学習の機会を豊富にし、その学習を通して様々な活動へとつなげていくとともに、文化的資源を活用し、市民が表現できる環境を整え、多様な文化・芸術・伝統が交流しながら芦屋の文化が発展していくことが重要であると考えます。

3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

豊かで活力ある社会を築いていくためには、誰もが社会の一員として認められ、お互いの人格と個性を尊重して支え合い、共に生き、その持てる能力を発揮できる社会が求められています。

すべての人が思いやりの心を持ち、障がいのある人や困っている人に声をかけることや、人権を尊重する精神を身につけていくことが必要です。

そのためには、障がいの有無や性別、年齢などにかかわらず、また、文化などの多様な立場や違いを理解し、一人ひとりを大切にして支えあう意識を高めていくことが重要であると考えます。

4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

すべての子どもはこれからの社会を担っていく大切な存在です。子ども一人ひとりが健やかに成長することは、親や家族だけでなく全ての市民の願いでもあります。しかし、社会全体の行き詰まり感は子どもたちへも影響を及ぼし、自分の将来に夢や希望を持たない子どもたちが増えています。

子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送るためには、安全な環境の下での健やかな成長とともに、将来の生活の基盤となる「確かな学力」に加えて、人間形成の基礎となる道徳性など「豊かな心」と、体育・スポーツ活動や健康教育、食育推進による「健やかな体」をバランスよく身につけていくことが必要です。

そのためには、子どもたちが学習する教育環境の整備に努めるとともに、学校園・家庭・地域が連携して子どもたちの成長を支える仕組みをさらに拡充させていくことが求められます。また、青少年を中心としたニートや引きこもり、薬物乱用等が大きな社会問題になっており、社会全体で青少年の健全な成長を支える体制づくりをさらに進めていくことが重要であると考えます。

5 地域で安心して子育てができている

施策目標 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。しかし、子どもへの接し方がわからず、育児やしつけ方に悩んでいる親たちが増えています。一人で行き詰ってしまう前に、地域の中で様々な家庭が気軽に相談したり、時には専門的なサポートを得ながら安全に安心して育てていくことが必要です。

そのためには、専門家や公的サービスに加え、家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場があることや、親子同士の交流や身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境にしていけることが重要です。

また、父親と母親のいずれもが就業している家庭も増えていることから、子育てと仕事を両立することができる環境にしていけることも重要であると考えます。

まちづくりの基本方針 2：人々のつながりを安全と安心につなげる

日頃のあいさつから何かあった時に声を掛け合うつきあいとなり、助け合い、支え合うことで地域での暮らしの安全や安心へとつないでいく。

6 自分に合った方法で心身の良好な状態を維持して過ごしている

施策目標 6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

施策目標 6-2 市民が適切な診療を受けられる

心身が良好な状態であることは生活の質を保つためにも必要不可欠なことです。しかし、現代の社会生活の中では、誰もが生活習慣病やこころの病、感染症などの脅威にさらされています。

いつまでも健やかであるためには、一人ひとりが自分のこころと体の状態を知り、良好に維持するよう心がけていることが必要です。

そのためには、生涯を通じた健康づくりへの取組を習慣にし、また、病気やけがだけでなく、気軽な相談も含めた信頼できる芦屋の地域医療が確立され、適切な診療を受けられるようにしていくことが重要であると考えます。

7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられるまちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる

施策目標 7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

施策目標 7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている

施策目標 7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

高齢者や障がいのある人などが介護や支援を必要とする状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できることが人々の願いです。

しかし、公的なサービスでは個々のきめ細かなニーズすべてに対応することには限界があります。

誰もが人間としての尊厳を持ち、地域の一員としてその人らしい自立した生活が送れるよう、障がいや介護を必要とする状態になっても、周りの正しい理解を得ながら社会とかわり、能力を最大限に発揮し、生きがいを持って暮らしていけるためには、行政による公的なサービスだけでなく、希薄化している地域のつながりを強め、日頃からの理解や気遣い、支え合い、事業者やボランティアなどによる地域のつながりや様々な資源を活用していくことが必要です。

そのためには、身近なところで様々な相談ができ、状況に応じて的確な支援が得られる地域と保健・医療・福祉の連携体制が確立していくことが重要であると考えます。

8 一人ひとりの意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている

施策目標 8-1 市民一人ひとりの暮らしの安全・安心への意識が高まっている

施策目標 8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

振り込め詐欺やネット関連のトラブルなど新たな手口も巧妙かつ深刻化しています。また、偽装や欠陥がある製品、食の安全など、誰でも消費者として被害に遭う可能性があり、暮らしの安全が脅かされることが多くなってきています。

また、年々増加する子どもを巻き込む犯罪は、社会問題にもなっており、それらへの取組については、子どものいる家庭から強く求められています。

一方、これらの情報がテレビや新聞などのマスコミで報道されてはいますが、自分は大丈夫と考えて身近なこととして受け取れていない現状もあります。

犯罪やトラブルに巻き込まれることがないように、市民一人ひとりの安全に対する意識や、犯罪が起きにくいまちの雰囲気が必要です。

暮らしの安全を保つためには、一人ひとりが生活の知恵や防犯意識を大切にし、自らが危険回避できる力を養うとともに、その意識を地域全体の防犯につなげていくことが重要であると考えます。

9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている

施策目標 9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

施策目標 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

阪神・淡路大震災の教訓として、安全・安心なまちづくりの大切さを学びました。地域での救助活動は日頃の地域の力が現れます。そのため、数多くの自主防災組織の結成や、防火水槽や防災倉庫の整備が進むなど、震災の教訓を生かした取組が進んでいます。

その一方で、それらの資源や情報を有効に活用し、万が一のときに的確に行動できる地域の体制づくりを進めるとともに、震災後に転入してきた市民や震災を知らない世代が増えたこともあり、災害に対する危機意識が薄れないための取組が必要となっています。

まちの防災力を向上させるためには、市民一人ひとりが身の安全を確保できることに加え、自分自身もまちの防災力の一部であることを自覚し、地域の中で協力し合うとともに、まちの造り自体を災害に強くしていくことが重要であると考えます。

まちづくりの基本方針3：人々のまちを大切に作る心や暮らし方をまちなみにつなげる

人々のまちを大切に作る心を育て、活動につなげて暮らし方を表現することでまちなみへとつないでいく。

10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

施策目標 10-1 自然と緑を守り，創(つくり)り，育てる文化を継承している

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

芦屋は風格ある戸建住宅を中心に自然環境に恵まれた美しい住宅地として発展してきました。しかし、平成7年(1995年)に発生した阪神・淡路大震災によって多くの尊い命が失われ、まちは壊滅的なダメージを受けましたが、市民の復興を願う力によって立ち直ってきました。

そして、平成16年(2004年)に「芦屋庭園都市」を宣言し、花と緑いっぱいの美しいまちづくりをさらに進め、世界の人が一度は訪れてみたいと思うまちを目指しています。

芦屋のまちなみは変わりつつありますが、自然環境としての緑豊かな六甲の山並みと南に広がる大阪湾、その山と海をつなぐ芦屋川と宮川を「緑の水の道」として、また、東西に走る国道43号、2号、鳴尾御影線、そして山手幹線などの幹線道路を「緑の風の道」となるよう、住宅都市としてのまちなかの緑とともに芦屋らしい景観を守り、創(つくり)り出していく必要があります。

そのためには、幹線道路や河川については国・県などと連携しながら緑の保全と緑化を進め、その周辺については、緑や河川を中心とした美しい景観を守り、創(つくり)るだけでなく、市民が子どもの頃から自然環境を大切にし、まちなかの緑を守り、創(つくり)り、育てていく「心の文化」を継承していくとともに、自然や緑と調和させるための方策やまちなみを美しく保つための管理、地域の過去からの歴史を踏まえながら何を大事にしていくかについて市民と行政がともに考え、庭園都市として継承していくことが重要であると考えます。

1.1 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている

施策目標 11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

施策目標 11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

芦屋には、六甲山、芦屋川と宮川、大阪湾といった自然環境がもたらす風の道がありますが、地球規模で問題となっている温暖化の影響も大きく受けています。

また、身近な生活環境を快適なものにするためには、大気汚染や騒音、振動による被害を受けないことや、ごみの散乱やポイ捨て、落書きなどがない清潔なまちであることが基本でもあります。

庭園都市として、環境にやさしい清潔なまちでの暮らしを広げるためには、芦屋に備わっている緑や風の道を活(い)かしたまちなみづくり、住まいづくりを行いながら、エネルギー消費を抑え、まちを清潔に保っていくことが必要です。

そのためには、市民一人ひとりが地球温暖化を止める暮らし方を意識して行うことや、マナーを守り、まちを汚しにくい雰囲気にしていくことが重要であると考えます。

1.2 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている

施策目標 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

本市は、大阪市と神戸市の中間に位置し、都市間交通の利便性と住宅地としての都市機能については評価が高いものとなっています。しかし、市域が南北に細長く北から南への傾斜があり、南北の公共交通はバスによるものとなっていることや、鉄道駅周辺の一部が利用しにくいところがあります。また、比較的幅のある道路には歩道が整備されていますが、道幅が狭いため歩道を設置することが困難な場所も多くあります。

誰もが安全に安心して移動できるためには、歩道や交通安全施設の整備だけではなく、自動車や自転車などに乗る人が交通ルールを守り、歩行者優先に心がけ、歩行者自身も同じように他の通行者に気遣う意識を高めるとともに、自動車や自転車などの移動手段を持たない人でも気軽に市内を移動できる対策を行いながら、まち全体がユニバーサルデザインを目指すことが必要です。

そのためには、一人ひとりが道路はみんなのものであるという意識を持ち、他の利用者を思いやった使い方を当たり前にしていくとともに、安全に安心して移動できるよう公共施設などがバリアフリー化され、市内の公共交通機関等を利用しやすくしていくことが重要であると考えます。

1.3 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている

施策目標 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

施策目標 13-2 住宅都市としての機能が充実している

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

本市では、上・下水道の施設、道路、橋りょうや公共施設など住宅都市としての都市基盤の老朽化が進み、住宅そのものの維持管理に関する相談や支援に関するニーズも高まっています。

また、住宅都市として必要な商業についても、周辺地域に大型店舗が展開されたことで打撃を受けており、市民が身近なところで買い物などの消費活動ができるよう、商業の衰退を防ぐ必要があります。

快適な暮らしのためには、住宅都市の機能を安全に安心して利用できるよう、財政的な負担の軽減を図りながら長寿命化など適切な維持管理を計画的に行うとともに、生活の利便性の向上のために商業を活性化することが重要であると考えます。

また、すまいについては、戸建住宅や集合住宅などの既存住宅の維持管理に関する施策を推進していくとともに、高齢者社会に向け、地域での生活が継続できることを基本に、コミュニティ施策や福祉施策と連携した公営住宅にしていくことも重要であると考えます。

まちづくりの基本方針4：人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる

市民と行政が目標を共有し、それぞれの役割を担うことで芦屋のまちづくりにつないでいく。

1.4 信頼関係の下で市政が進行している

施策目標 14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

施策目標 14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

これからの市政運営には、市民と行政が地域の現状と課題を共有し、お互いが理解し合い、信頼関係が構築されることが欠かせません。

そのためには、行政は、市民が何を求めているかを問いかけながら取り組むことはもちろん、市民と行政が共に考える機会を増やし、協働のまちづくりを通して確実な成果につなげていくことが重要であると考えます。

1.5 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている

施策目標 15-1 様々な資源を有効に活用している

施策目標 15-2 歳入・歳出の構造を改善している

阪神・淡路大震災の復旧・復興事業による多額の市債残高は、行財政改革の取組などによって着実に減少しているものの、使い道が決まっていりて裁量の余地のない予算の割合が高いことから弾力性に乏しい財政構造となっており、芦屋市の独自性を発揮できる予算の使い方が出来にくい状況となっています。

また、本市においても、生産年齢人口の減少や、社会保障費の増大などへの対応が必要となっており、市債の償還をはじめ行政がしなければならないことに予算を使いながらも健全な財政状況になっていくことが必要です。

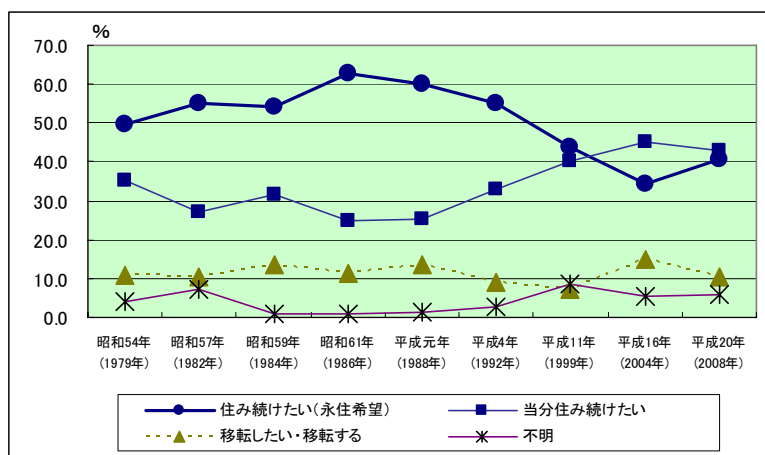
そのためには、このような財政状況を市民に分かりやすく知らせ、芦屋の資源を最大限に活用するとともに、市民と行政が目標とするまちの姿を実現するための方向性を共有しながら効果的かつ効率的な行政運営を行えるよう、行財政の一元的な改革を行っていくことが重要であると考えます。

資料 芦屋市の状況

資料 - 1 市民アンケート調査結果

(1) 居住継続希望

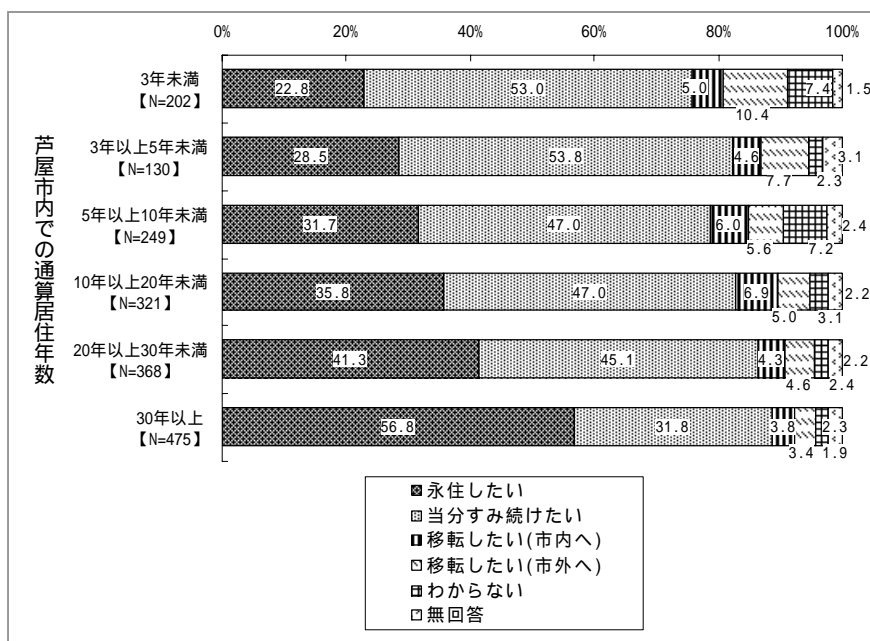
昭和 54 年（1979 年）以降の市民へのアンケート調査から、本市に『住み続けることへの意向』の経年変化を見ると、平成 4 年（1992 年）頃までは「住み続けたい（永住希望）」人が 50%以上を占めていましたが、阪神・淡路大震災以降では減少し、平成 11 年（1999 年）から平成 16 年（2004 年）では「当分住み続けたい」と同程度若しくは逆転となり、平成 20 年（2008 年）の調査ではやや回復しています。



資料：芦屋市世論調査（昭和 54 年度，昭和 57 年 10 月，昭和 59 年 7 月，昭和 61 年 1 月，平成 2 年 3 月，平成 5 年 1 月），市民アンケート調査結果報告書（平成 11 年 12 月，平成 17 年 4 月，平成 21 年 3 月）

平成 20 年（2008 年）の調査では、芦屋市内での通算居住年数別に見ると、居住年数が長くなるほど「住み続けたい（永住希望）」人の割合が高くなっており、新しく芦屋に居住することになった人の割合が増えたことによって「住み続けたい（永住希望）」人の割合が全体として低くなっているのではないかと考えられます。

しかし、「住み続けたい（永住希望）」人と「当分住み続けたい」人を合わせると 8 割の人が住み続けたいと考えており、このことから住宅都市としての芦屋の魅力を堅持していく必要があると言えます。



資料：市民アンケート調査結果報告書（平成 21 年 3 月）

(2) 住んでいる地域の活動への参加意欲

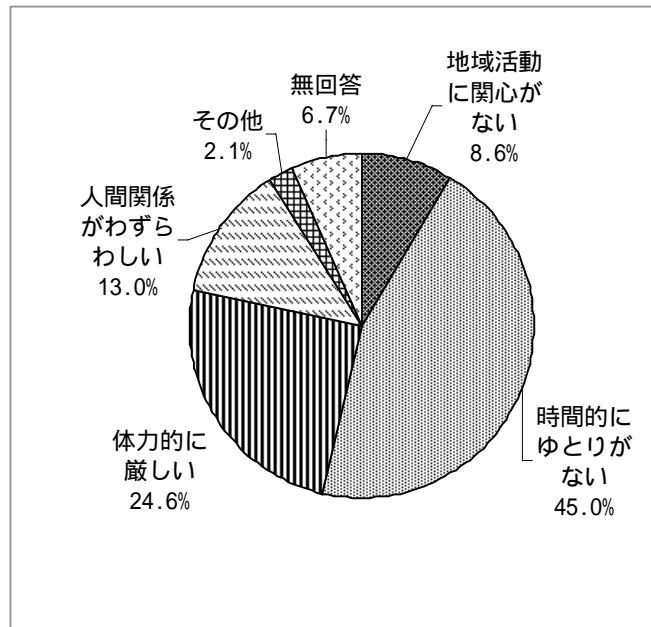
平成 11 年（1999 年）、平成 16 年（2004 年）及び平成 20 年（2008 年）の市民アンケート調査における自分が住んでいる地域での活動への参加意識の変遷を見ると、それぞれの調査ごとに質問項目が一致していないため単純な経年比較はできないものの、「地域活動に参加したくない」人の割合がこの 10 年間で大幅に増加しています。

一方で 5 割を超える人が地域活動への参加意欲を持っており、このことから特に現在参加していない人達を参加へとつなげることが課題となっていると言えます。

平成11年(1999年)調査		平成16年(2004年)調査		平成20年(2008年)調査	
積極的に参加する	3.5%	現在、参加している	9.5%	現在、参加しており、今後も参加したい	13.5%
内容しだいで参加する	68.6%	以前、参加したことがあり、今後も参加したい	17.6%	以前、参加したことがあり、今後も参加したい	13.6%
周囲の人がするのなら参加する	4.2%	これまで参加したことがないが、今後は参加したい	31.8%	これまで参加したことがないが、今後は参加したい	26.6%
参加したくない	8.0%	以前、参加したことがあるが、今後は参加したくない	7.8%	現在、参加しているが、今後は参加したくない	1.4%
		これまで参加したことがなく、今後も参加したくない	28.0%	以前、参加したことがあるが、今後は参加したくない	8.3%
わからない	11.3%	その他	2.6%	-	-
無回答	4.4%	無回答	2.7%	無回答	2.1%

資料：市民アンケート調査結果報告書（平成 11 年 12 月、平成 17 年 4 月、平成 21 年 3 月）

平成 20 年（2008 年）の調査では、「参加したくない」理由として、「時間的にゆとりがない」が最も多くなっており、時間的ゆとりがなくても何らかの方法で地域活動にかかわれる工夫が必要であると言えます。



資料：市民アンケート調査結果報告書（平成 21 年 3 月）

(3) 住み心地

現在住んでいる地域の『住み心地』を尋ねたところ、全体の 8 割以上 9 割近くまでの方が「非常に住みよい」、「どちらかといえば住みよい」と答えています。

	平成 11 年 (1999 年)	平成 16 年 (2004 年)	平成 20 年 (2008 年)
非常に住みよい	26.8%	39.1%	38.3%
どちらかといえば住みよい	56.7%	49.1%	50.4%
どちらかといえば住みにくい	4.7%	6.4%	4.1%
非常に住みにくい	0.8%	1.6%	0.9%
わからない	1.6%	1.2%	1.4%
無回答	9.5%	2.6%	4.9%

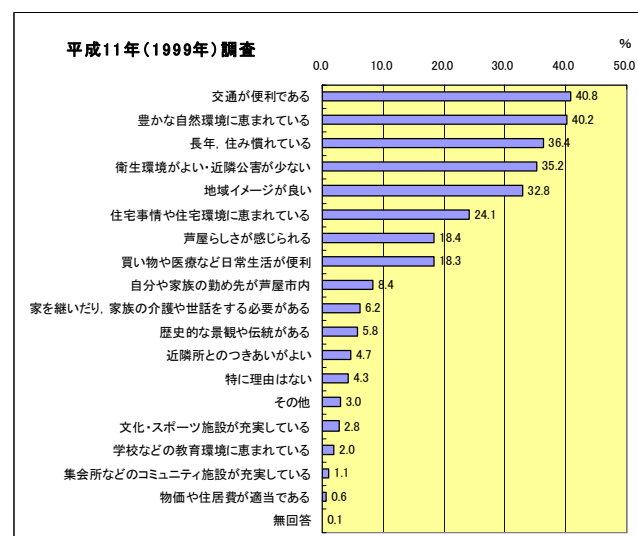
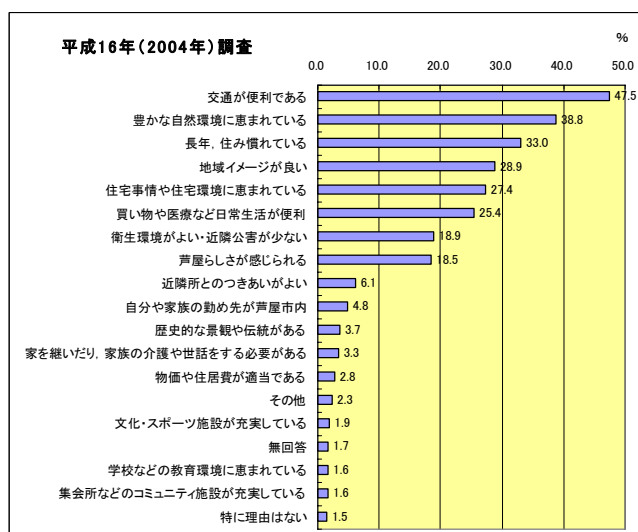
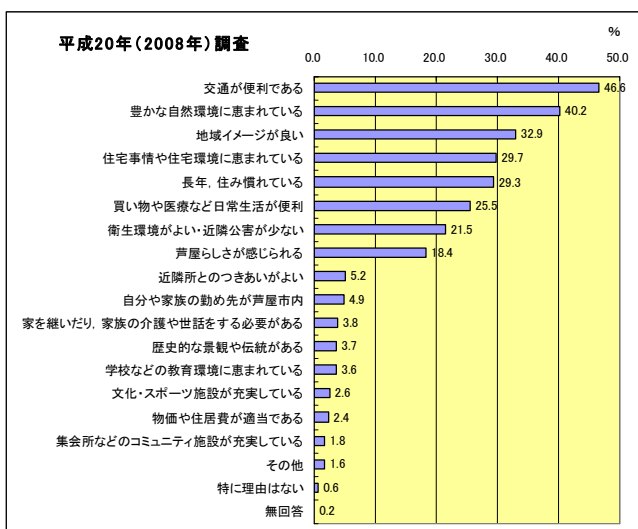
資料：市民アンケート調査結果報告書（平成 11 年 12 月，平成 17 年 4 月，平成 21 年 3 月）

(4) 住み続けたい理由

また、『住み続けたい理由』として 3 つの理由を選んでもらったところ、「交通が便利である」、「豊かな自然環境に恵まれている」が常に 1 位，2 位にあり，本市の立地条件の良さが理由となっていることが鮮明となっています。

続いて、「地域イメージが良い」、「住宅事情や住宅環境に恵まれている」、「長年住み慣れている」、「衛生環境がよい・近隣公害が少ない」、「買い物や医療など日常生活が便利」、「芦屋らしさを感じられる」となっています。

このことから，自然環境を生かし，清潔で美しく，生活の利便性も重視した住み続けられるまちが求められていると言えます。



資料：市民アンケート調査結果報告書（平成11年12月，平成17年4月，平成21年3月）

資料 - 2 芦屋市の人口推移と将来推計人口

いずれの人口も 10 月 1 日現在の状況

(1) 人口推移

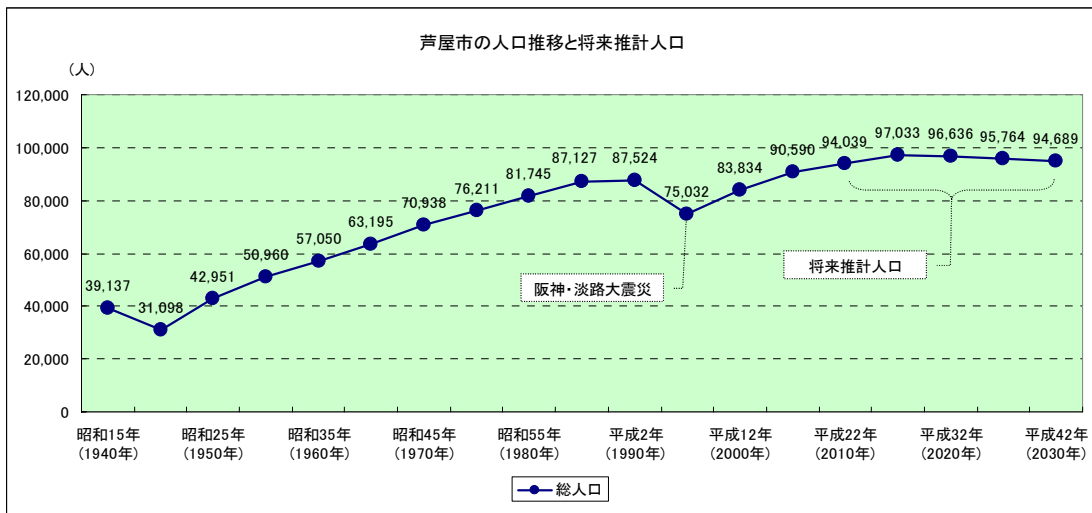
本市の人口推移は、昭和 15 年（1940 年）の市制施行以来、終戦直後は落ち込んだものの戦後復興から高度経済成長時期まで確実に増加の一途をたどって来ました。しかし、昭和の終わりごろから平成の初め（1980 年代から 1990 年代）にかけて徐々に減少に転じてきていたところ、平成 7 年（1995 年）の阪神・淡路大震災によって人口が 75,032 人にまで激減しました。

その後、震災復興の市街地整備や住宅整備、住宅開発によって人口は着実に増加し、平成 14 年（2002 年）には震災前の人口まで回復しましたが、平成 16 年（2004 年）以降は人口増加率が低下して緩やかな増加傾向となり、平成 21 年（2009 年）では 93,305 人となっています。

(2) 将来推計人口

平成 17 年（2005 年）の国勢調査を基準に将来人口を推計したところ、平成 17 年（2005 年）から微増を続けますが、平成 27 年（2015 年）の 97,033 人をピークにその後は減少傾向に転じると予測されます。

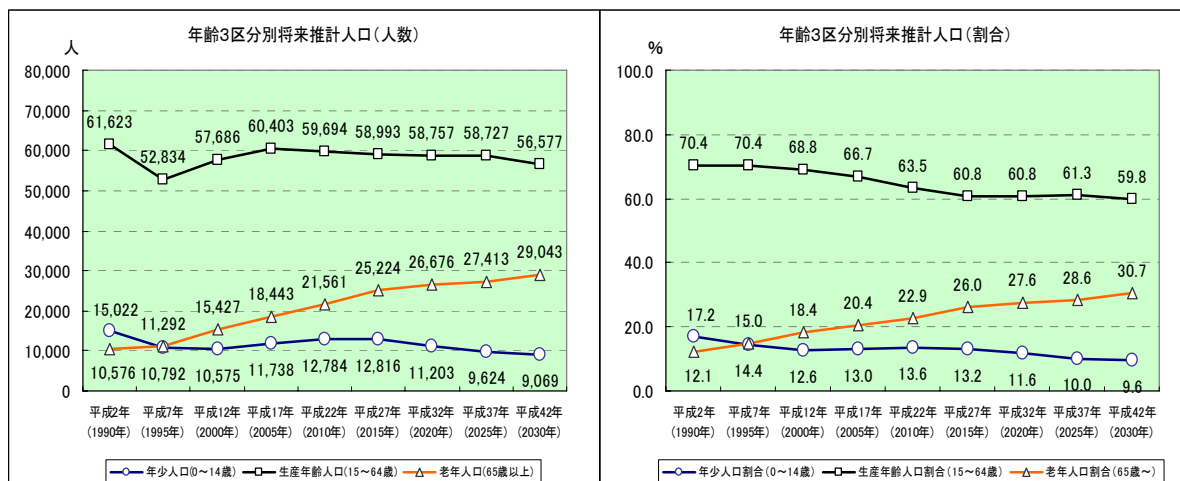
全国的な人口減少時代の流れは、本市においても現れています。



資料：芦屋市将来人口推計報告書（平成 22 年 3 月）

(3) 年齢3区分別の将来推計人口

将来推計人口の年齢構成を見ると、年少人口(0～14歳)は、平成17年(2005年)から微増傾向で推移しますが、平成27年(2015年)をピークにその後は減少傾向に転じます。生産年齢人口(15～64歳)は、平成17年(2005年)から減少傾向となり、老年人口(65歳～)は、増加傾向で推移します。



資料：芦屋市将来人口推計報告書(平成22年3月)

このように、本市でも全国的な傾向と同様に人口減少への転換、超高齢社会が目前となっています。

また、市内でも地区によって人口減少や高齢化の進む程度が違ってきており、既に人口が減少し始めている地区や、まだしばらくは増加傾向にある地区もあり、市域全体だけでなく地区ごとの人口動向や年齢構成にも注視していく必要があります。

資料 - 3 芦屋市の財政状況

(1) 重くのしかかる市債の償還

震災からの復旧・復興事業等のために発行した市債の償還（公債費）が財政を圧迫しており、一時のピークは過ぎたものの、年間の公債費は平成 20 年度一般会計の決算で約 108 億円にも上り、公債費比率は 29.8% で全国の都市で最も悪い状況です。今後、公債費は徐々に減少するものの、本市の財政規模からは高い水準が続くため、厳しい財政運営が続きます。

(2) 対応が必要な行政需要の増大

高齢化等の影響を受けて、生活保護費や介護等の保険事業費などの社会保障経費が増加傾向にあります。また、懸案事項である新規の公共事業や公共施設の老朽化対策等については、その実施の可否、優先性及び財源など、検討すべき課題が山積しています。

(3) 減少する市税収入

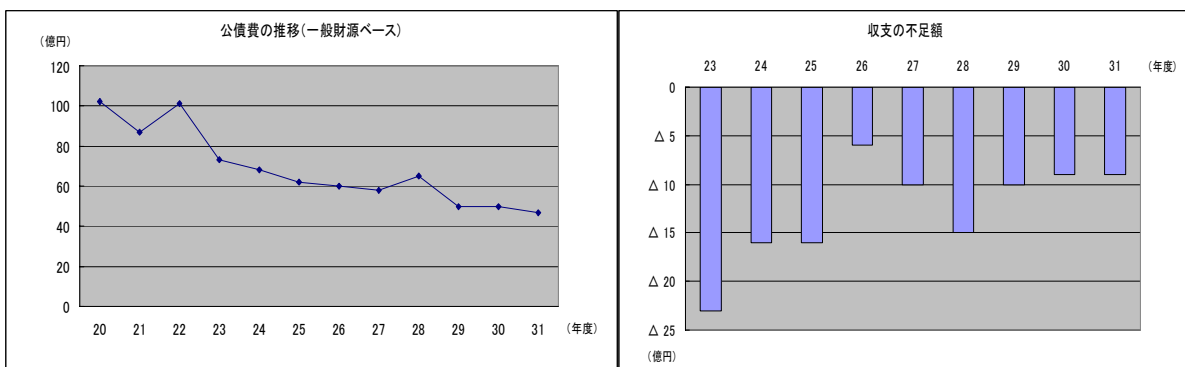
歳入では、平成 19 年度（2007 年度）から個人市民税の税率が一律に 6% となったことが、高額所得者の割合が高い本市にとっては大幅な減収となった上に、景気悪化の影響により個人市民税がさらに落ち込んでいます。

今後、高齢化の進展により、人口に対する生産年齢人口の割合が低下することから、市税収入の大幅な増収を見込むことは難しくなっています。

(4) 迫られる財政収支構造の転換

本市の財政収支は、公債費負担が着実に減少し、収支不足の改善が見られるものの依然として毎年発生する財源不足に対して、これまで蓄えてきた基金を取り崩して賄っていかざるを得ないのが実情です。

次世代に負担を残さないよう着実な市債の償還を進めるとともに、将来的に市債残高が震災前の状態に戻った場合でも市税収入の大幅な増収は見込まれないことと増加する社会保障費への対応などから、歳入に見合った歳出となるよう財政収支構造を根本から転換することが迫られています。



資料：長期財政収支見込み（平成 20 年度から平成 31 年度まで）（平成 22 年 2 月）

